

一時的保育のしおり



もくじ

- 1 一時的保育事業とは
- 2 利用できる方
- 3 利用形態
- 4 保育時間及び定員
- 5 給食について
- 6 送迎について
- 7 臨時休園になる場合
- 8 健康管理について
- 9 利用料について
- 10 申し込みについて
- 11 一時的保育事業実施園・保育課への連絡
- 12 幼児教育・保育の無償化について

令和 7（2025）年 4 月 1 日 改訂
令和 7（2025）年 4 月 1 日から適用
みよし市保育課作成

1 一時的保育事業とは

保護者の就労や病気などの理由で、断続的又は一時的に家庭での保育ができない児童を預かります。

2 利用できる方

近隣に祖父母など保育のできる親族がない方で、保護者及び本人が市内にお住まいの、生後8か月になった翌日から就学前の未就園の児童。

3 利用形態

非定型的保育サービス

-利用可能な事由-
就労/職業訓練/就学

- 週3日(月14日)まで利用できます。
- 3か月に1度再登録をすることで、継続して利用を続けることができます。
- 3歳未満児の児童については、保護者の内職を理由とした利用はできません。
- 幼稚園在籍の児童については、園の長期休暇(春、夏、冬休みのうち幼稚園の休園日)のみ利用できます。(利用開始1か月前に登録及び予約をお願いします。)在園証明書の提出が別途必要になります。ただし、土曜日の利用はできません。

緊急保育サービス

-利用可能な事由-
疾病/災害・事故/出産/
親族の急な看護・介護/
冠婚葬祭等

- 期間は、利用開始日(出産を事由とする利用の場合は出産日)より1か月以内で、日曜・祝日および利用しない日を除き、14日間まで利用可能です。

リフレッシュサービス

-利用可能な事由-
制限なし

- 週1回まで利用できます。
- 年度に1回利用登録が必要です。
- 保護者の育児負担軽減のためのサービスです。就労等の事由は必要ありません。
- 土曜日の利用はできません。
- 延長保育の利用はできません。(午前8時30分から午後4時までの利用です。)

— 注意事項 —

- 複数の園でのサービス事業の登録はできません。利用登録をした園が満員であり、利用登録園からのあっせんによる場合は他の園を利用できます。
- 同月内での各サービスの併用はできません。
- 利用日を守ってください。利用日を変更される場合は早めにご相談ください。
- 持ち物にはすべて名前を記入してください。

4 保育時間及び定員

園名	月～金曜日	延長保育 (月～金曜日のみ)	土曜日
萌生	午前8時～午後4時	午後4時～午後7時	午前8時～午後4時
なかよし			
わかば			

- 午前8時～午後4時（8時間）のうち、保育が必要な時間お預かりします。
- 就労等の状況に応じて利用時間を延長することができます。
(1時間当たり100円の延長保育利用料が必要となります。)
- 日曜、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は利用できません。
- 土曜日の延長保育はありません。
- 定員については各園1日あたり概ね10人です。申込みをされても希望日に利用できないことがあります。

5 給食について

- 保育園に通園している児童と同じ給食を提供します。3歳以上児の給食費は無償化に伴い、1食0円です。3歳未満児の給食費は利用料に含まれます。
- アレルギー等については、事前に連絡し、医師による診断書（指示書）を提出してください。提出できない場合は給食の提供ができないため、園に相談し、弁当持参等対応をお願いします。

6 送迎について

- 送迎にあたっては、承諾を受けた保育時間を必ず守ってください。
- 家族以外の方が送迎する場合は、事前にお知らせください。
- 緊急連絡先を必ずお知らせください。
- 利用を取り消す場合は、当日の午前9時までにご連絡ください。

7 臨時休園になる場合

- 感染症のおそれがある病気が発生し、医師または保健所長が必要と認めた場合。
- 地震等で家屋・道路や橋が破壊されている場合。
- その他火災等により児童の生命、身体に危険があると認められる場合。
- 特別警報・暴風警報が発令され、午前11時までに解除されない場合。
□午前11時までに解除された場合は、解除より1時間後に登園可能となります。
- 保育時間中に特別警報・暴風警報が発令された場合。
- 大雨・洪水警報が発令され、危険な状況が予想される場合。
□台風接近時、各自気象情報に留意し、すみやかに迎えに来てください。
□気象警報の区域：「愛知県全域」「愛知県西部」「西三河北西部」「みよし市」

8 健康管理について

- 登園前に身体に異常がみられたときは家庭で検温し、症状と体温を必ず保育士に伝えてください。
- 保育中に発熱（37.5℃以上）したときは保護者に連絡をしますのでお迎えをお願いします。
- 保育中にけがをしたときは、園で応急の処置を行い保護者に連絡します。
- 薬の服用は園では行いません。
- 感染症にかかったときは登園できません。治癒後すぐに登園する場合は登園許可証明書（治癒証明書）が必要です。（証明にかかった費用は個人負担です。）

治癒証明を必要とする病気

百日咳、はしか（麻疹）、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎

治癒証明は不要だが一定期間登園停止となる病気

インフルエンザ 発症後5日を経過し、解熱後3日を経過するまで

新型コロナウイルス 発症後5日を経過し、解熱後1日を経過するまで

- 健康状況を把握するため「健康の記録」を利用前に提出していただきます。

9 利用料について

利用料は次のとおりです。年齢区分は毎年度4月1日現在の年齢を適用します。

■一時的保育利用料

（午前8時～午後4時）

年齢区分	利用料（日額）
3歳未満児	2,000円
3歳以上児	790円

■延長保育利用料

時間区分	利用料（1回あたり）
午後4時から1時間未満	100円
午後4時から2時間未満	200円
午後4時から午後7時まで	300円

■給食費

年齢区分	利用料
3歳未満児	0円（利用料に含まれます。）
3歳以上児	0円（1食）

□支払い方法については、各園にてご確認ください。

□納付書を受け取った場合は、利用日翌月の10日までに指定金融機関の窓口でお支払いください。お支払い後納付書の控えを園に提出してください。

1.0 申し込みについて

非定型的保育サービス

予約期間内で可能な限り早期のお申込みをお願いします。
(利用登録の際は保育園へ事前に来園する旨の連絡をお願いします。)

利用登録

- 保育園の窓口で登録
- 初回登録後3か月(4月-6月、7月-9月、10月-12月、1月-3月)毎に再登録が必要です。

利用計画(予約)

- 実施園へ電話又は園窓口で予約※
- 利用希望日前月の1日(午前10時)から利用希望日の3日前まで(土日、祝日等閉庁日を除く)に計画を提出。
- 先着順となります。

利用登録(再登録)に必要な書類

- 1 一時保育利用申込書(保育園で入手・記入していただきます。)
- 2 父母の就労証明書、在学証明等
- 3 在園証明書(幼稚園在籍者)

緊急保育サービス

利用登録 + 利用計画

- 保育園で受付します。(緊急時は電話も可) ■ 随時、申込みをお受けします。
- 保育園での事前受付を基本としますが、やむを得ない場合は預かり後に必要書類を提出していただきます。
- 同一事由の継続利用はできません。

利用登録に必要な書類

- 1 一時保育利用申込書(保育園で入手・記入していただきます。)
- 2 医師の診断書、母子手帳、父母の就労証明書等

リフレッシュサービス

利用登録

- 保育園の窓口で登録
- 年度に1回登録が必要です。

利用計画(予約)

- 実施園へ電話又は園窓口で予約※
- 利用希望日前月の15日(午前10時)から利用希望日の3日前まで(土日、祝日等閉庁日を除く)に予約をしてください。
- 先着順となります。

利用登録に必要な書類

- 一時保育利用申込書(保育園で入手・記入していただきます。)

※利用計画を電話で連絡する際は、以下の事項をお伝えください。

- 保護者名 ■ 園児名 ■ クラス年齢 ■ 日中電話連絡先
- 利用月・利用希望日 ■ 利用時間 ※必ず午前10時以降に連絡ください。

1.1 一時的保育事業実施園・保育課への連絡先

保育園名	住所	電話番号 メールアドレス等
昴生保育園	昴生町仲田48番地1	0561-34-7557
なかよし保育園	西一色町二ノ沢8番地2	0561-32-3048
わかば保育園	三好町大坪54番地	0561-34-1151

■ 電話・保育園窓口の申込み受付は、午前10時から午後5時までです。
(土・日・祝日・年末年始を除く。)

■ 非定型的保育サービスとリフレッシュサービスは申込開始日の午前10時から受付を開始します。

■ 保育園窓口で申込みする際は、事前に保育園へ連絡をして来園してください。

1.2 幼児教育・保育の無償化について

■ 3歳児から5歳児までのこどもと、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までのこどもは、利用料無償化の対象です。

■ 対象園児は、事前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

□ 保育園、幼稚園等を利用していない方が対象となります。

□ 保護者が1か月につき60時間以上の就労をしているなどの要件があります。

■ 幼児教育・保育の無償化に係る認定についての詳細は、以下のQRコードのリンクから確認できます。



みよし市保育課 電話 0561-76-5420 (直通)
電子メール hoiku@city.aichi-miyoshi.lg.jp